

和歌山県北部または居住地域に警報が発令されている場合は以下の指示に従ってください。

※和歌山県北部とは下記の紀北と紀中を合わせた地域です。

【紀北】 和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町

【紀中】 有田市、御坊市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町

1. 暴風・大雨・洪水・津波のいずれかに関する警報が発令されている場合

- ①午前6時の段階で解除されていない時は自宅待機とします。
午前6時までに解除された時は平常授業とします。
- ②午前7時30分の段階で解除されていない時はさらに自宅待機とします。
午前7時30分までに解除された時は2限目(9:50～)より授業を開始します。
- ③午前9時の段階で解除されていない時は臨時休業とします。
午前9時までに解除された時は3限目(11:00～)より授業を開始します。

【午前中授業時】

- ①午前6時の段階で解除されていない時は自宅待機とします。
午前6時までに解除された時は平常授業とします。
- ②午前7時30分の段階で解除されていない時は臨時休業とします。
午前7時30分までに解除された時は2限目(9:50～)より授業を開始します。

2. その他の警報が発令されている場合

- * 平常通り授業を行います。地域の状況に応じて保護者が判断してください。
- * 登校を見合わせる場合は、必ずその旨を学校に連絡してください。

◇備考

- * 上記の対応は原則です。1. の場合、学校から一斉連絡網(FairCast)によって連絡を入れます。連絡網の内容に沿って行動してください。
- * 問い合わせが殺到しますと緊急の連絡に支障が生じます。最小限度にとどめるようにご協力ください。
- * 警報解除後も地域により状況が異なります。登校する場合は、保護者の判断のもと十分に安全を確保するようにしてください。
登校できない状況にあるときは、その旨を学校に連絡し、遅れて登校するか自宅学習とします。その判断については保護者に一任します。